

台湾植民地官僚制概論

やまだ あつし

名古屋市立大学

本報告の狙い

本報告は基調報告として、第1節で植民地台湾の官僚制についての特徴を整理し、第2節で研究集会の第2セッション「台湾と植民地官僚」における各報告がどのように位置付けられるか解説しながら、官僚制研究の現状解説を行うものである。

第1節は、研究集会で植民地台湾について詳しくない方が参加されていることを考慮し、また報告集の読者にも台湾について詳しくない方が多くいらっしゃるであろうことを考慮し、植民地台湾の官僚制について時期区分やその特徴を紹介する。

第2節は、植民地台湾についての各報告がどのように位置付けられるか解説を試みながら、植民地台湾官僚制研究の現状と資料状況を解説する。時間や誌面の制約から、研究集会第2セッション「台湾と植民地官僚」での各報告への総論報告となることを意図とした。植民地台湾官僚制研究の個別網羅的な紹介は、日本での研究だけでなく台湾の研究も網羅すべきであろうが、これは今後の課題である。

1. 植民地台湾の官僚制の特徴

台湾は、1895年から1945年まで日本の植民地として台湾総督府の統治下にあった。台湾総督府で働く官吏は、同時代の日本本国と同じく親任官—勅任官—奏任官—判任官—雇・傭人（+嘱託）から構成された。各官吏は、日本本国と同じく一定の資格（高等文官試験合格など）や経歴を持つ、いわゆる有資格者から任命された官僚により組織され（統治草創期に全般的な特別任用——有資格者以外も一定の基準で任用すること——が行われ、その後も一部官職で特別任用が行われ続けたが）、官職毎に定員が設けられていた。親任官は台湾では総督1人であり、勅任官は民政（総務）長官、各局局長、県・州知事、勅任技師、台北帝国大学総長などであった。

台湾総督府50年間の時期区分は、前期武官総督期・文官総督期・後期武官総督期と分けられるのが通例である。前期武官総督期は初代総督の樺山資紀（任1895年5月～1896年6月）から7代総督の明石元二郎（任1918年6月～1919年10月）までである。この時期の台湾総督は軍を含めた台湾の絶対権力であり、実際には本国の掣肘があったにしても六三法などを背景にした強力な律令制定権を持っていた。文官総督期は8代総督の田健治郎（任1919年10月～1923年9月）から、16代総督の中川健造（任1932年5月～1936年9月）までである。（正確には明石の任期の途中からであるが）軍の指揮権がなくなる

(台湾軍司令官が軍を指揮)とともに(ただし日本本国の県知事と違い、司法権は保持)、総督以下官僚の政党化が進んだ。後期武官総督期は、17代総督の小林躋造(任1936年9月～1940年11月)から最後の19代総督の安藤利吉(任1944年12月～1945年10月)までで武官(小林は予備役だが)が再び総督になるとともに戦時体制化が進行した。

ただし、官僚組織の変化はこの3区分よりも、地方行政組織の変化によるものが大きい。50年間の地方行政組織は、大別すると県制・庁制・州制に分けられる。県制は統治開始から1901年11月まで行われ、全島を3県1庁・1県2民政支部1庁・3県1庁・6県3庁・3県3庁・3県4庁と、日本本国の県制度を導入しながらも地域割を試行錯誤した段階である。庁制は1901年11月から1920年8月まで行われ、全島を20庁(1909年10月からは12庁)に細分するとともに、地方行政を縮小した段階であった。州制は1920年(7月制度発布、9月施行)から統治終結まで行われた。台湾西部は5州に再編され、権限が総督府から地方に戻されるとともに若干の「地方自治」が行われた。残る東部の2庁(1926年7月からは、高雄州から澎湖庁が分離復活し3庁に)にも、一定の権限が委譲された。

このうち、県制から庁制への移行(廃県置庁)に伴い、地方からは県知事がなくなって勅任官がいなくなっただけでなく、奏任官も、各県の監獄が長で奏任官の典獄以下の組織丸ごと総督府本府へと移管されたように、各庁1名の庁長を残して全部が中央へ移された。後に技師や警視の庁配置が復活するけれども、全ての庁に配置されたわけではない。庁官僚の定員は全島を通して何人であり、庁独自の定員枠はなかった。逆に、総督府本府はそれまで県で見ていた農政や土木や警察事務などを抱え、地方を直接指導することとなり、官僚が大幅に増員された。そして、庁制から州制への移行(廃庁置州)に伴い、地方では勅任官として州知事が赴任し、農政なども州に配置された奏任官以下が中心となって行うようになった。

なお地方行政組織の変化とは関係ないが、官僚の個別的な研究には、1924年末の行政整理を無視できない。この行政整理は日本の各植民地を通して行われ、例えば南洋庁では部制が廃止され課制に縮小されるなど各植民地に影響した。台湾でも、組織的には交通局が組織され交通と通信がここに集約される一方で、土木部が解体される(業務は、道路港湾が交通局、水利が内務局、営繕が総督官房へ移管)という変化があった。そして第10代総督で民政系系の伊澤多喜男(任1924年9月～1926年7月)との対立から、武官総督期以来の古参官僚や、田健治郎や政友会と関係する官僚が、ここで一斉に整理されている。第2節で紹介する黄紹恒が述べるように、少なくない官僚が台湾総督府退官後、台湾の民間に天下りしているが、その退官の重要な契機としてこれら行政組織の変化や行政整理があった。

台湾の官僚制の特徴としては、大きな特徴として台湾人官僚の少なさと、平地と山地の二元的統治の2点を挙げるのが適切であろうか。台湾総督府は、清朝の台湾省の組織を受け継いだものでなく、新規に組織されたものである。大韓帝国の官僚組織を受け継ぎ、朝鮮人官僚も引き継いだ朝鮮総督府と異なる。そもそも清朝の地方制度は、省長である総督・巡撫から県長である知県までをしめる官というトップと、その下で実務を担当する吏に二

分されており、官が出身地の地方官になることはない（回避制度）。台湾省巡撫ら台湾の官も台湾出身者ではなく、日本の占領に抵抗した台湾民主国の建国には巻き込まれたものの、遅くとも 1896 年には台湾から中国へ戻っている。よって台湾総督府が引き継ぐべき高級官僚は誰もいなかった。せいぜい地方有力者を参事という顧問（県参事は奏任官待遇、庁参事は判任官待遇）として抱えるだけでよかった。

また大韓帝国が 20 世紀まで存続した国家であり、法律の学校を含めた自前の新式学校を持ち、併合後もその学校は官僚供給源の一部になっていたのに対し、台湾省にはそのような自前の新式学校がなく（清朝の一地方に過ぎず、かつ清朝自体が書房や義塾など古典を学ぶ学校を奨励していた。また台湾占領時の清朝は、官吏登用の基本を科挙制度という古典の記憶力を問う試験においていた）、台湾総督府にも官吏や法律家を養成するための学校を作る義務はなかった。よって、台湾総督府は、台湾人官僚を引き継いでいなかったし、台湾人官僚を採用する義務もなく、特定の官職を台湾人官僚のために空けておく必要もなかった。ただ台湾でも下級官僚採用のため文官普通試験を行い、そこからは台湾人が採用されたし、東京で行われた文官高等試験を合格して台湾総督府入りする台湾人も、劉明朝、李讚生、劉茂雲など若干名存在した。

平地と山地の二元的統治は、植民地化以前から台湾が、漢族と原住民族¹の多民族社会であったことに由来する。居住地域は（漢族と混在し清末には同化されてしまっていた平埔族の各族はさておき）西部が漢族、東部と中央山地が原住民族と分かれており、特に中央山地の原住民族は清朝に服属していなかった。植民地期も原住民族は総督府に服属せず、第 5 代総督の佐久間左馬太（任 1906 年 4 月～1915 年 5 月）が主導した「五箇年計画理蕃事業」を中心とする武力征服でようやく総督府の支配下に入った。ただし、銃で武装し首狩りをする事による抵抗は、第 13 代総督の石塚英蔵（任 1929 年 7 月～1931 年 1 月）の任期中である 1930 年におきた霧社事件²をはじめとする「事件」として続いた。このように治安に不安があり、言語や習慣も原住民族の各族間で違う中で、総督府が原住民族の各族に対する統治を、教育や殖産も含め全て、警察（組織は変遷するが、石塚時代は警務局理蕃課）に一本化した。そして警察官として採用されたものが教育を行い、農業や養蚕を指導し、戦時体制下では軍事教練も行った。

一方で、平地すなわち漢族の居住地でも、特に庁制時期の地方行政は警察万能であったが、それでも徴税や教育などは警察とは別系統であったし、他の行政事務（例えば庁の米

1 オーストロネシア系の台湾住民。日本植民地時期の台湾では、当初は「蕃人」、後に「高砂族」と呼ばれた。台湾原住民や台湾原住民族は現在の当事者の自称であり、台湾の憲法にも公式に採用されている。また「先住民」が中国語で良くない意味を持っているので、「原住民」は日本語ではあまり良い語感を持たれていないことを承知の上で、本論では（台湾）原住民族という用語を使用する。

2 1930 年 10 月 27 日に現在の南投県霧社でおこった、台湾山地での最大の抗日武装闘争。タイヤル族の蜂起により日本人ばかり約 140 人が殺害された。山地の開発モデル地区とされていた霧社で発生したため、総督府側の衝撃は大きく、石塚総督・人見総務長官などが責任をとって辞任した。

穀改良事業でも勧誘や稲粃の交換などに警官が動員された)も、警察の主幹業務でなく支援という形での担当で、助長行政と呼ばれた。

なお漢族と日本人の間での統治の二元性については、漢族と原住民族との間ほど顕著ではないが皆無ではなかった。目立つものとしては中国の伝統制度に基づいた保甲制に加わる義務が、漢族には課され日本人には課されなかったことであろうか。保甲制は警察の指揮の下、治安だけでなく勞力動員(道路建設などその地域の公益に役立つものもあれば、対原住民族戦での荷物運びなど、他地域で生命の危険に晒されるものもあった)に駆り出され、漢族にとって負担であった。一方、官僚に関わる点からは、地方基層団体の長の変化が重要だろう。庁制下の区長のように名誉職的な役割だった時は圧倒的多数が台湾人であった地方基層団体の長のが、州制になり地方基層団体の長も街長・庄長として有給かつ実権が与えられるとともに、台湾人から日本人に置き換えが進行した。

上記は2大特徴と言うべきであろうが、他にも特徴と言えるものは幾つか存在する。例えば、前期武官総督期は、文官高等試験合格者でかつ台湾総督府に来るものが少なかったこともあり、殖産局や土木局の高等官では技師(本論で技師は、戦前の官僚制用語に従い高等官であるところの高級技術官僚を意味する)の比率が高く、鉄道部(後の交通局鉄道部)とともに技師が課長を占めた課も存在した。第2節で紹介する呉文星報告が示す札幌農学校は技師課長の供給源であった。長尾半平(土木局長)、新渡戸稻造(殖産局長)、長谷川謹介(鉄道部技師長)のような技師で局長級に就任したものもいた。

2. 植民地台湾についての官僚制研究—第2セッションの各報告を例に

文官高等試験合格者を中心とする高級官僚有資格者は、日本帝国圏を流動しており、異動先の一つとして台湾もかかわってくる。その意味では、戦前期官僚制研究会『戦前期日本官僚制の制度・組織・人事』(東京大学出版会、1981年)なども植民地台湾の官僚制研究の一つであると言えないこともない。今回の研究集会でもセッション1の各報告は(台湾の明示・不明示は別として)何れも台湾に関連している。特に文官総督期は、前節にも触れたように本国政治の影響が強く、すでに岡本氏の多数におよぶ研究で紹介されているが、台湾に影響を及ぼす政策が、(本国の政党の消長に伴う)総督や高級官僚の交代に左右されて決まっていた。

とはいえ、ここではそのような植民地帝国圏全体をいわば鳥瞰するものでなく、台湾に限定した個別的・官僚群的な研究として、セッション2「台湾と植民地官僚」における各報告がどのように位置付けられるか解説を主とする。もともとセッション2の各報告を聞く前に書き、各報告に先立って報告したものであるため、一部文末が「であろう」や「と思われる」となっている点は、容赦願いたい。そしてセッション2では漏れているけれども、個別的・官僚群的な部分についての先行研究を若干紹介し、かつ各報告に関わる資料を紹介する。なお官僚制を含め、2004年前半までの日本と台湾についての植民地期台湾の研究動向整理は、岡本真希子「植民地期台湾に関する近年の研究動向」(『日本植民地研究』16, 2004年)を一読されたい。

セッション2の最初を飾る、呉文星「札幌農学校卒業生と台湾近代糖業研究の展開——台湾総督府糖業試験場を中心として（1903～1921）——」は、札幌農学校の卒業生と台湾近代糖業との関係を示したものである。前節に触れたように、前期武官総督期は土木局長の長尾半平と殖産局長の新渡戸稲造を頂点として、技師として高等官に詮考されて台湾総督府で活躍した官僚が多かった。この技師の最大の供給源が札幌農学校（後に東北帝国大学を経て、北海道帝国大学）であり、多数の卒業生を総督府に送り続け、いわば札幌農学校閥というべきものを台湾に形成した。特に総督府殖産局および殖産局付属の試験機関（農業試験場や糖業試験場など）に技師を輩出している。新渡戸稲造も（卒業生ではないが）札幌農学校の教員であった時期がある。これら札幌農学校閥の人々が、植民地台湾で技師としてどのようなことをし、特に多数所属した近代農学の試験開発機関でどのような功績を挙げたかが、分析の中心課題であろう。先行研究としては、呉文星「札幌農学校と台湾近代農学の展開——台湾総督府農事試験場を中心として——」（中京大学社会科学研究所台湾史研究部会編『日本統治下台湾の支配と展開』、同研究所、2004年、479頁～522頁）がある。ここで呉文星は、札幌農学校の卒業生のうち少なくとも139名が台湾に赴いたことを履歴とともに明らかにするとともに、札幌から台湾への人の流れをつけたのは新渡戸稲造でなく、1895年に台湾に赴き、殖産部長代理となった橋口文蔵（1888年～1891年に札幌農学校長）であることを明らかにした。今回の報告は、前回は農事一般であつたのに対し、糖業に重点を置いたものである。なお現在の台湾では国史館から、『台湾総督府公文類纂』に残っている総督府高等官の履歴書（人事異動の際に本人から総督府に提出されたものである）を撮影して『日治時期台湾高等官履歴』として編集刊行するという事業が進められている。2006年11月時点で第3巻まで出され、第1巻として総督・民政長官（総務長官）の履歴、第2・3巻は台北帝国大学の教官（のうち高等官であるもの）の履歴を載せている。この第2・3巻は札幌農学校系の人々の履歴も多数載せられており、今後の個別研究に役立ちそうである。

第3報告の黄紹恒「關於戦前台湾総督府官員之經濟活動之研究」（戦前の台湾総督府官僚の經濟活動の研究）は、台湾総督府の官僚たちが、総督府を退官した後、台湾の民間でどのような職に就いたかを、大園市蔵『台湾人物誌』（谷沢書店、1916年）や村上健堂『台湾事業と中心人物』（1918年）、そして新高出版社『台湾紳士名鑑』（同社、1937年）や興南新聞社『台湾人士鑑』（同社、1943年）を整理して検討したものである。前節でも述べたように台湾総督府は統治50年の間に複数回の機構改変があつた。また行政整理もあり、整理がなくても定員の関係から、退官せざるを得ない人々がいた。前途が望み薄と途中で官僚生活に見切りをつけた人もいた。多くの人は退官すると日本に戻つたが、台湾の民間で職を求める人も少なくなかつた。台湾総督府の官僚と台湾經濟の関係は、波形昭一「植民地台湾の官僚人事と經濟政策」（共編著『近代日本の經濟官僚』、日本經濟評論社、2000年所収）が論じている。しかしながら波形の研究は殖産局など狭義の經濟官僚かつ高等官に止まり、下級官僚は注目していない。黄氏の報告は警察を含む下級官僚たちの退官後の台湾での經濟活動について（紳士録に載っている人々という制限はありながらも）悉皆調

査を試みたものである。植民地時代台湾史の中で在台日本人の活動は、波形昭一『民間総督三好徳三郎と辻利茶舗』（日本図書センター、2002年）などがあるものの、比較的研究が進んでいない分野であり、これら元下級官僚の動向調査は今後の在台日本人研究に貢献するであろう。

第2報告の大浜郁子「台湾における植民地近代教育の形成と清朝期教育の遺産——書房義塾参考書の制定過程と学務官僚の政策関与を中心として——」は、植民地初期における台湾総督府の教育政策のうち、清朝の教育機関であった書房や義塾に対する学務部官僚および各地方長官たちの考えを分析するものである。学務部・学務官僚とその代表であった伊沢修二による植民地近代教育の試みについては、植民地人に教える「国語」の研究などから日本本国へも影響するものであり、また1896年1月のいわゆる「芝山巖事件」と呼ばれる学務官僚6人の「遭難戦死」事件がその後の植民地教育で喧伝されたこともあり、植民地初期の台湾史の中でも最も盛んに研究されている分野の一つである。著書だけでも駒込武『植民地帝国日本の文化統合』（岩波書店、1996年）、上沼八郎『伊沢修二』（吉川弘文館、1988年）、陳培豊『「同化」の同床異夢——日本統治下台湾の国語教育史再考——』（三元社、2001年）などがある。そこでは伊沢ら学務官僚の思想や構想が（伊沢が1897年には学務部長から非職となったため、彼の構想は少なくとも彼が在職中は実現されなかったが）様々に検討されている。とはいえ学務官僚についての研究は、彼らが台湾に作るうとした国語学校など新式の学校だけ着目すれば良いというものではない。清朝の教育機関であった書房や義塾は植民地期でも禁止されたわけではない。総督府は書房や義塾を残したまま、教育内容などを植民地体制に取り込む方向を目指した。この研究も植民地近代教育研究を支えるものとして重要であろう。

第5報告の野口真広「石塚英蔵の台湾経験——台湾総督府参事官長から台湾総督へ——」は、第13代総督の石塚英蔵が、台湾の初期統治でどのような経験を積み、その経験を他の植民地でどう活かし（少なくとも言論に台湾時代の経験がどう影響され）、そして再び台湾総督となって、かつての台湾経験そして他の植民地経験が総督としてどう活かされたかを考えるものである。台湾総督府に在職してから一度台湾を離れ、再び台湾に戻って総督となったのは石塚英蔵だけではない。第9代総督の内田嘉吉（任1923年9月～1924年9月）は佐久間総督時代の民政長官であったし、第12代総督の川村竹治（任1928年6月～1929年7月）も台湾での事務官歴がある。その意味では、石塚もセッション1で論じられているような日本の帝国圏内を巡回した高級官僚の一人である。しかしながら石塚の特色は、他の高級官僚と違い、日本本国には戻らず（戻れず？）専ら植民地を長期に渉り巡回して、総督まで上ったという点である。石塚英蔵という霧社事件で首になった総督という印象がついて回る。しかしながら、（台湾に適合する産業政策を目指した）臨時産業調査会の開催や郡警分離計画（州制で地方に設置された郡の長である郡守は、行政権だけでなく警察権も持っていた。これを台北市などと同じく、警察署を設置して行政権だけ持たせるよう変更する計画）など、それまでの文官総督のいわゆる「内地延長主義」よりは、植民地に適合するように軌道修正しようとした石塚の構想は、どちらも霧社事件のために会

議や計画だけで終わってしまったといっても、もう少し検討しても良いかと思われる。

第6報告の鐘淑敏「台湾総督田健治郎時代における植民地官僚と台湾支配——田日記を中心として——」は、第8代総督の田健治郎の日記を手掛かりに、田総督の統治構想と植民地台湾の高級官僚たちのやり取りを分析するものである。台湾の各総督はそれぞれ何らかの文書を残しているが、中でも田健治郎は詳細な日記を残している。しかも日記は「和臭」が多々あるものの台湾人でも理解可能な漢文で書かれている。漢文教育を受けた日本人も読むことができる。最近、台湾で呉文星・廣瀬順皓・黄紹恒・鍾淑敏・邱純恵編によって『台湾総督田健治郎日記』として台湾総督任命直前からの日記の復刻刊行が進んでおり（上巻は当時の中央研究院台湾史研究所籌備処によって、2001年刊行）、日台の研究者が手軽に参照できるようになった。この田健治郎の時代は、前節に述べたように、前期武官総督期が終わって初めての文官総督であり、台湾軍司令官との席次（台湾島内と宮中での席次の違い）や総務長官との役割分担（今までは陸軍大将の下での文官の総支配だったのが、今度は総督も文官になった）を含め、下村宏総務長官以下の旧来の総督府官僚との軋轢があった。さらには田健治郎の親類縁者が一種の派閥と形成していたと同時代人から見られており、「田党」という言葉があるほどである。また、前節で述べたように、官僚制に多大な影響を及ぼした「廢庁置州」の地方制度改正を行ったのも彼であり、これも多々折衝があった。これら軋轢や折衝に対する田の思想や意見が喜怒哀楽を入れながら書き込まれており、他に得難い資料である。

以上の各報告は基本的に平地の統治を取り扱った報告だが、前節に述べたように台湾は、平地と山地の二元的統治体制から成り立っていた。山地の原住民族統治に対する官僚制にかかわる研究を載せた単著は（原住民族のみを扱った研究でも、日本帝国圏内の動きだけを扱った研究でもないが）近藤正己『総力戦と台湾——日本植民地崩壊の研究——』（刀水書房、1996年）と、山路勝彦の『台湾の植民地統治——〈無主の野蛮人〉という言説の展開——』（日本図書センター、2004年）がある。ともに1920年代以降の原住民族統治、特に1930年の霧社事件によって原住民族への統治を見直した理蕃課の警察官僚と、そこでの（原住民族への農業政策の中心人物であった）岩城亀彦技師らによる「蕃地開発事業」と「蕃人移住十箇年計画」の政策推進について、理蕃課の機関誌『理蕃の友』（1932年発行）や総督府の機関誌『台湾時報』、そして岩城自らがまとめた『台湾の蕃地開発と蕃人』（理蕃の友発行所、1935年）に載る報告や言説を利用しながら、解き明かしている。岩城については、「蕃地開発事業」という調査に、「蕃人移住十箇年計画」という政策立案が実行、すなわち原住民族の移住を伴って行われ、言動も纏められ、かつ台北帝国大学の奥田或のような政策批判者もおり、官僚制研究として意識し易い。

今回は残念ながら近藤や山路（の分野）の報告はないが、かわりに原住民族に対する官僚制の議論を、新しい視点で行おうとしているのが第5報告「調査マンと台湾植民地官僚制」である。この報告は、近藤や山路の著書では前史として扱われている1920年代以前、特に植民地初期から1910年代にかけての台湾総督府の原住民族調査担当者について、考察したものである。この時期は台湾総督府が原住民族に対し武力征服をする前（および武力征

服を準備している最中)であるが、最近、人類学(史)の観点から、この時期の原住民族調査担当者についての研究が進められている。また歴史学でも松田京子『帝国の視線——博覧会と異文化表象——』(吉川弘文館, 2003年)のように、当時の人類学による異文化表象の問題を論じている研究もある。ただこれらの研究では、調査担当者が総督府の官僚の端くれであること、嘱託だとしても官僚組織とは無縁ではなかった(一番離れていた森丑之助でも、不即不離であった)ことまでは意識しても、彼ら初期の調査担当者を(1930年代の岩城亀彦への視点と違い)官僚組織側から見てみようという意識は見あたらない。そこで既存の人類学史研究を利用しながら、整理し見直してみたものが第5報告である。

まとめにかえて

本報告は基調報告として、第1節で植民地台湾の官僚制についての特徴を整理し、第2節で研究集会の第2セッション「台湾と植民地官僚」における各報告がどのように位置付けられるか解説を試みた。時間と紙幅の制約、そしてこの研究集會に当該分野の研究者が参加されなかった(すなわち人の制約)のために、積み残しがある。「おわりにかえて」で積み残しを論じながら、今後の植民地台湾と官僚制研究について簡単に展望したい。

まず今回の研究集會でフォローできていないものを述べると、台湾人官僚の活動をフォローできていない。前述のとおり台湾人官僚は少数派であり、構想や政策をどれだけ実現できたかという議論にはなじめないが、皆無だったわけではないし、彼らが日本敗戦後の中華民国体制の後にならったか、その生態も考察されるべきであろう。また公文書研究である、檜山幸夫ら中京大学グループの約20年にわたる『台湾総督府公文類纂』への取り組み(中京大学社会科学研究所台湾総督府文書目録編集委員会『台湾総督府文書目録』, ゆまに書房, 第1巻は1993年で現在刊行継続中)は、公文書が官僚制研究資料の塊であるだけに、セッション2のような台湾のミクロの部分扱う報告群からももう少し言及したいと思う。今日の植民地台湾研究において『台湾総督府公文類纂』を使うのは当たり前であるが。

一番の積み残しは、朝鮮史との連関の弱さであろうか。植民地を渡り歩く官僚は少なくないが、複数の植民地で政策構想を持ってそれぞれの実現に邁進し、かつ比較できるほど資料的に恵まれている官僚は(第5報告で取り上げられた石塚英蔵などがあるもの)多くない。ただ、個別的官僚の研究で言えば、セッション3の各報告で論じられている朝鮮総督府の各官僚について、それと比較できる台湾総督府の官僚を捜して比較して見ればどうかとも思う。その意味で、鐘報告で台湾総督の日記を読むのと、松田報告で朝鮮総督秘書官の日記を読むのは、すりあわせて行けば比較研究になるかも知れない。台湾史研究では急速に資料発掘と公刊が進んでいる。この3年間の共同研究で多数の朝鮮史研究から受けた示唆を活用しながら、台湾史研究側からももっと発信したいものである。

要 旨

本報告は、国際研究集会での基調報告である。植民地全体の官僚制概論は松田報告に任せ、専ら台湾について概説した。すなわち、第1節で植民地台湾の官僚制についての特徴を整理し、第2節で研究集会の第2セッション「台湾と植民地官僚」における各報告がどのように位置付けられるか解説しながら、官僚制研究の現状解説を行った。